

# 社会保険料の計算

## 1. はじめに

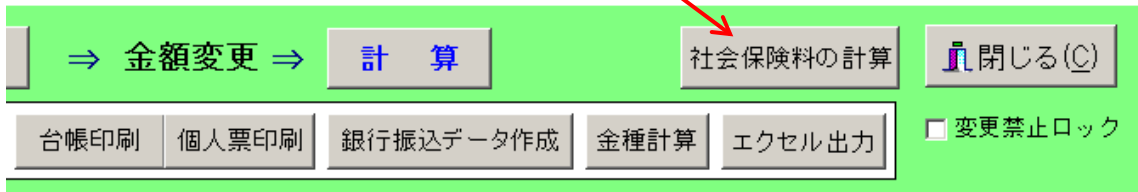
毎月の給与の社会保険料は支給額多少変わっても社会保険料は変わりません。従って毎月の社会保険料は支給台帳の前月複写を行うと毎月の金額を入力する必要はありません。社会保険料の金額は、関係機関から配布される早見表を見ながら設定する方法と、次に説明する社会保険料率と標準月額報酬から計算する方法があります。

なお、賞与等の社会保険料は支給金額に社会保険料率を掛けて算出します。

## 2. 社会保険料の計算

毎月の給与の台帳を選ぶと、次のような画面になります。

- 支給台帳の中にある「社会保険料計算」のボタンを押してください。  
この処理は、「らくらく給与」を導入したときと保険料の改訂があった場合に実行し、毎月行う処理ではありません。



- 「らくらく給与」を導入した最初は、各職員の「標準報酬月額」を下記例のように入力してください。また、自動計算の有無や介護保険の有無の確認をしてください。
- 黄色や淡緑色の項目は入力しません。
- 「標準報酬月額」 社保庁や私学共済から配布される早見表の左端にあります。

Syaho

計算実行 ⇒ 印刷 支給台帳への書換 閉じる(C)

社会保険の種類(厚生・共済)や料率は”初期設定2”で確認してください。 標準報酬月額は手入力することもできます。

職員番号	氏名	自動計算	介護該当	4月分給与	5月分給与	6月分給与	報酬月額の総計平均額	標準報酬月額	私学共済	内(短期)
10	岡山 桃太郎	1	0					500,000		
20	広島 みかん	1	1					160,000		
30	山口 せとみ	1	1					300,000		
40	鳥取 すいか	1						250,000		
50	島根 ぶどう	1						200,000		

- 計算実行のボタンを押すと次のような画面になります。  
標準報酬月額で計算しますので、ここを選んでください。

① **重要な選択です**

表示されている標準報酬月額で保険料を計算する

4～6月の平均報酬額を再計算して保険料を計算する

② 現在の料率 \* 変更は初期設定2で行います。

短期掛金率	7.695
介護掛金率	1.125
長期掛金率	13.557

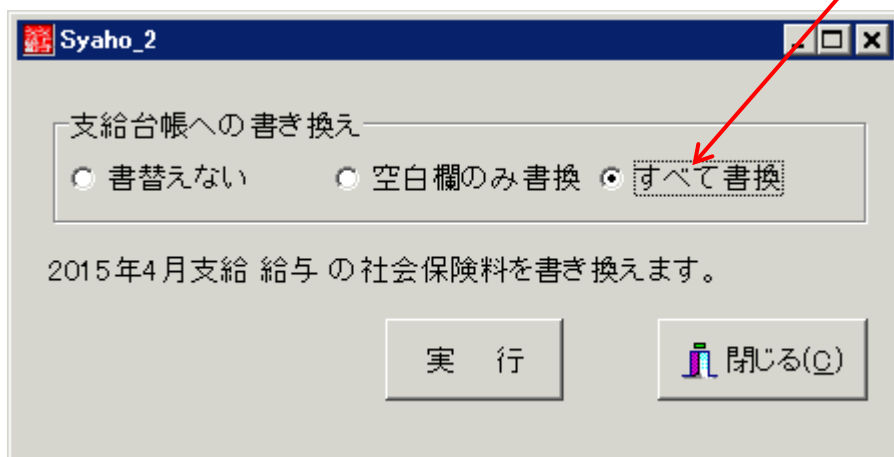
私学共済補助金あり【0.80 / 100】

③ 上記選択条件で計算しますか？

- ① ② を確認したあとで、③の「はい」のボタンを押してください。  
計算が終わると、一覧表の画面に戻り次のような金額が設定されます。

標準報酬月額	私学共済	内(短期)	内(介護)	内(加入者)	私学退職等	給与区分
500,000	54,879	19,237		31,892	3,750	2
160,000	18,461	6,156	900	10,205	1,200	2
300,000	34,614	11,542	1,687	19,135	2,250	2
250,000	27,439	9,618		15,946	1,875	2
200,000	21,952	7,695		12,757	1,500	2

- 金額の確認が終わりましたら支給台帳への書き込みを行います。
- “支給台帳への書換” ボタンを押すと、次のような画面が出ますので、通常は“すべて書換”を選んで実行してください。
- 以上の操作で、社会保険料の更新が終わります。次月以降は、前月複写を実行すると、更新した社会保険料も複写されます。



なお、8月頃作成する保険料計算は、“計算実行”を押して、①の「4～6月の平均報酬月額」で計算すると、4月～6月の支給金額から計算できます。